平成２０年（フ）第１７号
香川県丸亀市土器町北１丁目90番地
破産者　琴参興業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成１７年（フ）第１９１号
愛媛県松山市下伊台町乙283番地２
破産者　ホテル道後城株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成１９年（フ）第６５８号
群馬県前橋市駒形町489番地50
破産者　坂庭　柾芳
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１８６号
群馬県伊勢崎市西小保方町322番地９
破産者　前原　博文
1　決定年月日　平成21年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１５４号
群馬県前橋市富士見町小暮524番地５、破産手続開始決定時の住所群馬県勢多郡富士見村大字小暮524番地５
破産者　嶋田　信昭
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３０４号
静岡県島田市道悦３丁目24番１号
破産者　西嶋　周一
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９５号
静岡県焼津市下小田559番地の１　アメニティコーポＪｏｉｎ司Ａ201、前住所静岡県焼津市利右衛門2571番地の４
破産者　山本　和男
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５２号
仙台市泉区南光台東１丁目52番８号　アーバンシティ南光台東102
破産者　小林　茂樹
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
宮城県岩沼市土ケ崎１丁目５番６号
破産者　大友　敏男
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
仙台市宮城野区燕沢１丁目２番１号
破産者　千葉　光男
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
仙台市泉区七北田字白水沢99番地の１　エトワール泉中央710
破産者　佐々木裕子
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５６８号
仙台市若林区上飯田１丁目25番５号　多田コーポ201
破産者　渡辺　俊治
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９号
宮城県登米市迫町佐沼字江合３丁目19番地１県営迫萩洗住宅１―101
破産者　宮崎　卓哉
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１０号
宮城県登米市登米町寺池三日町６番地
破産者　宮崎千香子
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１４号
宮城県登米市登米町大字日根牛峯畑207番地
破産者　加藤　　修
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第２４号
宮城県登米市津山町横山字上鴻巣39番地２
破産者　菅原　勝雄
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第２７号
宮城県登米市豊里町迫78番地
破産者　佐々木千文
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２０年（フ）第１６８号
秋田県横手市大森町字菅生田245番地114
破産者　戸田　文仁
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２０年（フ）第３９３号
茨城県下妻市村岡1059番地
破産者　羽生　光明
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部